

<http://www.kikokusha-center.or.jp>

この紙版『同声・同気』は、随時発行している web 版『同声・同気』
(当センター・ホームページ <http://www.kikokusha-center.or.jp> に
掲載)から、特に中国・サハリン帰国者に関係した記事を抜粋して支
援者の方々にお届けしています。今号は web 版 (2013 年 6 月号、8
月号、10 月号) でご紹介した記事をまとめています。



目次

地域情報ア・ラ・カルト

- 「支援・相談員」の現場から (その6) -兵庫県- +中国語訳…………… 2
〃 (その7) -九州地方- +中国語訳…………… 4
デイサービス「寿楽」の挑戦 (上) …………… 7
オープンしたての「満蒙開拓平和記念館」を長野・阿智村に訪ねる…………… 8

とん・とんインフォメーション

- 2013 年度 高校進学進路ガイダンス〈各地の情報〉2013.9月現在…………… 10
〈お知らせ〉高校入試特別措置/大学入試特別枠情報…………… 10
奨学金情報…………… 11
中国帰国者のお墓情報…………… 11
『樺太・シベリアに生きる[戦後 60 年の証言]』…………… 12
ニュース記事から 2013.3.17-9.5…………… 13

遠隔学習インフォメーション

- 下期募集要項ができました-新コース紹介! 「日本語能力試験 N2 対策コース」…………… 14

事例紹介

- 第2回看護・介護にかかわる外国人のための日本語スピーチコンテストより
中国帰国者の介護支援をしている劉偉さんのスピーチ…………… 15
「有志者、事竟成」-フォークリフトの「免許」を取って…………… 16



本紙4月号、10月号(紙版)以外のweb版は、HP掲載時に、その内容をメールにてお知らせすることができますので、ご希望の方は、以下の宛先まで、①お名前(団体窓口者の方は団体名も)と②ご自身のメールアドレスをお教えてください。

宛先:tongtong@kikokusha-center.or.jp

お問い合わせは 電話 04-2993-1660 FAX 04-2991-1689

「支援・相談員」の現場から〈その6〉－兵庫県－ +中国語訳

2008年2月、中国残留孤児の国家賠償訴訟を支援しているボランティアから、尼崎市が支援相談員を公募していることを知り、採用試験を受け、その年の4月に支援相談員として採用された。今年で6年目になる。

1. 経緯

残留孤児の二世として家族と共に帰国して20年余りになるが、日本語ができないと日本の社会での生活は如何に難しいか身をもって知っている。私の両親は、今でも一人で病院に行くことができない。日本語が充分にできないため、うまく自分の病状を医者や看護師に説明することができない。また、実情の分からない医者や看護師から、冷たくされることもしばしばあった。そのため、帰国者の皆さんの不安を減らし、少しでも役に立つことができればと考え、支援相談員になった。

2. 尼崎市の状況

現在、尼崎市では22世帯33名の残留邦人及び配偶者がおり、平均年齢は70歳代。そのうち、11世帯が単身独居世帯である。緊急時に、近所に子どもが住んでいればすぐに対応できるが、多くの場合は対応が難しい。実際、最近の事例で80歳代の独居老人が自宅で倒れ、発見された時には半身麻痺が起こっており、厳しい状態に陥っていた。すぐ病院に救急搬送されたが、残念なことに1ヶ月後に亡くなった。もし倒れた時に親族がいれば、あるいは老人介護施設に入っていれば、このようなことにならなかったのでは…。また、なぜもっと早く対策を取らなかったのだろうかと思しい気持ちに苛まれた。

3. 仕事内容

私の仕事の大半は、帰国者の皆さんが訴える体の不調に応じて医療機関を探し、診察の同行及び通訳を行うこと。そして、その支援内容を記録し、報告する。尼崎市では4名の自立支援通訳者が登録されているので、私一人で対応しきれない時は、通訳者を派遣する。地域生活支援プログラムの一環として、日本語教室及び交流事業参加にかかる交通費の支払業務も行う。

非常に幸いなことに、約半数以上の方々は高齢でありながらお元気なので、各種の活動に積極的に参加されている。そのほか、医療機関への医療券または介護機関への介護券を発行する。また、帰国者二世からの相談を受けることもある。

4. 帰国者からの相談

一番多いのは、どの医療機関に受診したら良いか、またはどのようにしたら介護サービスを利用できるか、あるいはどのような介護サービスを利用したら良いか等についての相談である。

医療機関の受診では、医療関係者との信頼関係を作ることが非常に重要である。帰国者の多くは、中国での受診習慣から、あるいは病気についての認識不足から、医者の指示に従わず、治療効果が現れないうちに勝手に治療をやめたり、他の医療機関に移ったり、不必要な検査を要求したりすることがある。

介護サービスの利用については、本人及び親族に対しての制度説明やサービスの説明が重要になる。介護サービスは医療と違って、食事代やおやつ代など費用の自己負担があり、正確に理解してもらうことによりトラブルを避けることができる。特に認知症が重い高齢者の場合は、親族が金銭管理することが多い。自己負担の費用について、聞いていないと主張し、支払を拒否したこともあった。説得及び説明を重ね、最終的に支払いを了承してもらった。また、親族が介護サービスのしくみを理解しないため、サービスを利用させないこともあった。前述の自宅で倒れた80歳代の高齢者の場合も、親族に特別養護老人ホームへの入所またはショートステイの利用を勧めたが、拒否されたため、悲しい結末になった。高齢者の孤独や不安を考え、親族との同居を勧めているが、住宅が狭いことや親族が仕事のため、世話する時間と余裕がない、

さらに支援給付制度では、同居する場合の収入認定の制限などの理由で、尼崎市では親族と同居する高齢者はいない。

次に多い相談は、住宅に関するものである。現在住んでいる公営住宅が狭い、老朽化している、あるいはエレベーターがない、民間賃貸住宅の場合は、老朽化、家賃が高いなどで住み替えをしたい等である。しかし、支援給付制度は生活保護法に準じるため、住宅支援にも制限があり、なかなか解決できない現状がある。

帰国者の二世の相談で最も多いのは、年金相談である。国費帰国は同伴1世帯しか認められていないので、彼らの多くは私費で帰国した。帰国時、既に中高年になっており、一生懸命仕事を頑張っても十数年では、年金はわずかで老後の生活が保障できない。仕方なく、近い将来、生活保護に頼らなければならなくなる。また日本語が不十分なため、日本の政策や制度について理解できないことが多い。市役所に来ても、

どの部署に行けばよいか分からない、あるいは自分の意図を充分説明できない。日本語の勉強については、支援給付制度ができたことで勉強できる場所が増え、そうした教室を勧めることができるようになったが、病院への同行など、その他の手立てについては支援対象者にならないため、彼らを支援することができないことは非常に残念に思う。

5. 支援相談員になってよかったこと

支援相談員になって一番嬉しいのは、「日本語ができないため市役所に行くことが怖かったが、今は支援相談員がいるから大丈夫」「病気や体調不良の時、今まで我慢していたが今では病院に行くのが怖くない」また、帰国者の二世から、「支援相談員の紹介で親が介護サービスを利用でき、自分たちは安心して仕事ができるようになった」などの声を聞いたことだ。

来自活跃在支援第一线的支援咨询员的现场活动报告系列之六-兵库县-

2008年2月，我通过支援日本遗孤的国家赔偿诉讼的志愿者得知尼崎市招聘支援咨询员，参加应征考试后，4月正式成为了一名支援咨询员。今年是第6年了。

1. 成为一名支援咨询员

作为日本遗孤二代的我，随同父母来日本20年有余，在这二十多年里，亲身体会到不懂日语在日本社会生活的困难，父母没有我的帮助不敢也不能独自去医院。因为他们的语言能力不能明确地向医生和护士说明自己的病情。更有一些不了解情况的医生和护士时常也会对他们冷言冷语。正是因为这些亲身经历和体会，我才更想用微薄的力量来帮助归国者，减轻他们在日本生活中的忧虑。

2. 尼崎市的现状

现在我负责的尼崎市共有22户，33名日本遗孤及其配偶，他们的平均年龄在70岁左右。其中单身独居的占11户，有的子女住在附近，紧急情况时可以随时赶来。但更多的却不能得到及时的帮助。最近，一位八十多岁的高龄老人，摔倒在自己的房间，被发现时已经出现半身不遂的严重情况，虽然急救送进医院，但也不到一个月就过逝了。如果家中有其他的亲属或者在老人设施内也许就不

会发生这种情况。作为一名支援咨询员每当发生这样的事情，都会感到愧疚，为什么没有及早地想出对策和办法。

3. 工作内容

我工作的大部分是根据他们诉说的身体不适的情况，帮助他们寻找相应的医疗机构并领他们去就诊。然后将相关的支援内容总结记录，汇报上司。本市另外还有4位自立支援翻译，根据不同的人的需求及时派遣自立支援翻译，因为只有我一个人有时根本来不及满足所有的需求。另外每个月还要处理参加日语教室学习及交流活动时发生的交通费，非常值得高兴的是，本市近一半的人虽然高龄，但还比较健康能够参加各种教室及交流活动。另外，为医疗机构发行就诊医疗券以及护理机关的护理券也是我工作的一部分。有时还会有一些归国者的二代来咨询工作、年金、社会保险、以及各种税金减免等的事宜。

4. 来自归国者的咨询

至今为止最多的咨询事宜是如何准确地就诊疗医疗机关以及如何利用护理机关及相关护理服务。医疗机关就诊时,如何与医疗机关建立信赖关系非常重要,归国者的多数因为在中国的就医习惯以及对疾病的认识不足,时常不按医嘱吃药治疗,没有明显的效果时就会对医生不信任要求转他家医院,或者要求一些没有必要的检查。对于护理机关的利用,需要更多的时间为他们本人及亲属子女去解释护理制度以及护理服务的内容。因为护理服务与医疗机关不同,如午餐费及饮茶费用需要本人负担,准确地解释才能避免经济方面的纠纷。尤其是严重健忘的老年人,他们的金钱多数由其子女管理,因为子女没有正确地理解而出现了拒付的情况,经过多次的解释和说明,最终才得以解决。另外子女们不能正确了解护理服务的具体内容而不让老人接受相关的一些服务。比如上述在家中摔倒的老人,曾多次向其子女建议入住老年特别护理设施或者接受全天候的短期服务,但屡次的建议都没被接受,最终发生了不应发生的悲惨结局。当然如果能够和他们的子女同居生活,既能减少老年人的孤独,更能给他们带来心灵的慰藉。然而由于住宅的狭小,或因为子女工作紧张没有充足的时间和精力。另外,现在的支援给付制度虽然允许与二代同居却因为收入认定的限制,本市至今还没有一位老人和他们的子女同居生活。

其次为住房问题的咨询,住在公营住房的,因

为房间的狭小、老旧及没有电梯,而住在民营住房的因为高额的房租希望调换住房,然而现在的支援给付制度是遵循生活保护法的原因,房租补贴有明确的限制,致使住房问题一直以来都是无法解决的难题。

另外,对于来咨询的二代来说,年金是他们最关心的问题,因为他们大多数由于政府政策的原因多为私费归国的,归国时已接近中年,即使拼命地工作十几年,退休后微薄的年金也无法维持老后的生活而忧虑。虽然他们不情愿但在不久的将来也将不得不利用生活保护制度。还有因为日语的原因,对于日本的政策和制度不理解,即便来到市政府也不知道去什么部门或者不能说明自己的意图。单纯解决日语学习问题的话,现在有很多可以学习日语的场所向他们推荐。然而在其他方面,却因为他们不属于支援对象而不能给予他们相应的支援和帮助。

5. 作为一名支援咨询员的感受

成为一名支援咨询员,最开心的是听到人们说,去市政府不用害怕自己不会说日语了,因为有支援咨询员帮助。还有就是不舒服或生病时,也不用害怕去医院看医生了。更有一些二代说,自从父母利用的护理服务我们可以安心工作了,多亏了支援咨询员的介绍,否则我们根本不知道如何利用这种制度。

「支援・相談員」の現場から〈その7〉—九州地方— +中国語訳

九州 所属: 県(2008年~) 12市町村 30世帯 48人を担当
(県内に支援・相談員は1人、他に自立指導員兼通訳が1人)

1. 日頃の活動

週二日、支援・相談員として勤務し、自立指導員及び通訳も兼務しています。それ以外に、スクーリング〔遠隔学習課程(帰国者とその家族を対象とした通信教育)の対面指導〕と毎週1回、日本語教室の講師を担当しています。

帰国者の方々が高齢のため、県への来庁は大変少なく、帰国者宅への訪問や各関係機関への同行が多いです。業務内容は、病院や福祉事務所、各関係機関との調整及び通訳が主ですが、その支援は一世だけでなく二世・三世にも及びます。また、

県主催の交流会の企画や準備にも携わっています。

2. 帰国者の最近の様子と相談内容

①一世の相談内容

支援給付及び老齢基礎年金の受給により、一世は、経済的にも精神的にも安定してきました。

最近、通院のサポートをはじめ、介護サービスや高齢者住宅入居についての相談など、高齢化に伴った相談が増えています。具体的には、ケアマネージャーと帰国者の生活スケジュールを相談したり、けがをして歩行が不便になった帰国者が、

家族の重荷になりたくないの施設に入居したいなどの相談を受けたりします。

その他、公営住宅入居申請や住み替え、修繕に関する住宅相談、公共料金支払いに関するトラブルなどもあります。できるだけ二世にも協力をお願いしていますが、二世が近くに住んでいない場合や自分たちで解決できない場合は、私に対応しています。特に独居の方は、入院や通院の同行はもちろんです。日本語ができる、できないに関わらず支援が生活全般に及びます。

ある程度会話ができる一世は、思い込みだけで事を進め、問題を更に複雑にしてしまうケースもたまにあります。やはり医師や各関係機関とのコミュニケーションがしっかり取れていないことを痛感します。それで、いつもと違う薬をもらった、支払いの金額が変わった、わからない通知が届いたなど、小さなことでも何か変わったことがあれば、必ず連絡するように話してはあります。

また、書類の記入において、識字の低い方に対しては、手助けをしたり、交通事故による警察・保険会社・病院とのやりとりなどがあつたり、とにかくさまざまな相談が入ってきます。

②二世・三世の相談内容

生活困窮や年金、就労に係わる相談が主で、役所やハローワークに同行し通訳を行うことが多いです。現在、就職相談を受けているのは全員50代の二世で、就職状況は大変厳しく、見つかった仕事は臨時的なものや短時間労働で、生活はほとんど改善されません。

また、引きこもりやDV〔配偶者（パートナー）の暴力〕による相談もあります。訪問や電話で病院や保健所、女性相談所等に相談し、専門の担当職員と帰国者が直接接触できるように橋渡しをしますが、うまくいかない場合は、常に私が間に入ることもあります。

他には、一世がお孫さんを扶養していて、学校側とコミュニケーションが取れず、三者面談に同席したり、進路相談に係わったりすることもあります。

3. 今後の問題と相談員としての悩み

相談内容が多岐に渡るため、各関係機関と連携し、できるだけ迅速に解決できるよう心がけていますが、各市町村の担当部署が支援給付に関する業務だけで、生活面のサポートまで行き届かない地域があり、負担を感じることもあります。また、担当職員の異動が多く、新年度は特に業務が捗りません。

帰国者の高齢化が進み介護サービスを受ける状況が確実に増える中、支援・相談員は、通訳はもちろん、相談を受けた際に、助言をしたり、各関係機関にスムーズに橋渡しをしたりできるように、支援給付の内容を把握し、行政の手続きや介護保険の内容について、ある程度知っておく必要があると思います。それと同時に帰国者達に寄り添い、耳を傾け、精神的にサポートできることが大切なのではないでしょうか。

スクーリングや日本語教室については、帰国者の日常の様子がよく見えるようになり、相談員・指導員の業務に役立ちますが、その反面、日本語講師なのか相談員なのか、その線がはっきりしなくなってしまうことは確かです。しかし、これまで交流の場が少なかった帰国者にとって、日本語を学習しながら交流や情報交換のできる場所は、彼らの楽しみにもなっているので、今後も日本語教室とスクーリングは継続していきたいと思っております。

「いつもありがとう。」「日本に帰ってきて良かった。」という言葉が私の支援・相談員としての支えになっているように思います。

自活跃在支援第一线的支援咨询员的现场活动报告系列之七 -九州地方-

九州 所属：县（从2008年开始）负责12个市町村30家48人的支援・咨询工作（县内有支援・咨询员一名，另有自立指导员兼翻译一名）

1. 日常活动

一周有两天做支援・咨询员的工作，同时还兼职自立指导员及翻译。除此之外还担任面授指导讲师〔远程学习课程(针对归国者及其家属为对象的函授教育)的面对面指导〕以及每周一次的日语学习班的讲师。

由于归国者们年事渐高，前来县厅的人为数罕见，所以到归国者的家里进行家访、陪同他们到各相关部门的情况比较多。工作内容主要是与医院、福祉事务所、各相关部门间的调整以及翻译为主，支援对象不仅限于第一代归国者，还面向其第二代、第三代。另外还参与县主办的交流会的筹划和准备工作。

2. 归国者近期的状况及相谈内容

①第一代归国者的咨询内容

由于支援补贴及老龄基础年金的支给，第一代的归国者无论是经济上还是精神上，基本上趋于安定。

最近，随着归国者的高龄化，协助去医院定期就医以及护理服务、入住高龄者住宅方面的咨询不断增多。具体的有护理支援专门人员与归国者的日常生活日程安排方面的咨询、还有因受伤而行走不便的归国者，因为不想增添家人的负担，而打算入住养老设施等方面的咨询。

其它方面还有：公营住宅的入居申请、更换及修缮等有关住宅方面的咨询、支付公共费用方面的纠纷也时有发生。出现上述情况，尽量寻求让做为子女的二代来协助解决，但是有些人子女不在身边或他们本身解决不了的情况下，我也会帮助解决。特别是对于独居的老人，无论是住院还是去医院定期就医我都会陪同，无论他们会不会日语，对于生活方面尽量给予全方位的支援。

日语会话能力达到某种程度的一代归国者，偶尔有人只凭自己的主观想像试图解决问题，结果反而使事情变得更加复杂。我认为其原因归根结底是与医生以及各相关部门间的沟通不足而造成的。所以我要求他们，如果发生拿的药与以往不同了；付费的金额变更了；接到的通知内容不知其所以然了等情况，无论事情大小只要跟以前不一样，一定跟我取得联系。

另外还有书面材料的填写方面，特别是对于文化水平不高的人尽量提供帮助。遇到发生交通事故时，与警察、保险公司、医院等也需要打交道沟通，总而言之会有各种方面的咨询事宜。

②来自第二代・三代的咨询内容

主要是生活困难、年金以及与找工作有关的咨询。经常随同他们去役所(政府办公机关)、公共职业安定所做翻译的情况比较多。现在，前来就业咨询的人几乎都是50多岁的二代，就业状况非常严峻，找到的工作大多数是临时的或短时间的劳动，生活状况几乎没有改变。

另外也有因足不出户而烦恼的咨询、DV〔来自配偶者(同居人)的家庭暴力〕等方面的咨询。一般是由我们去或打电话与医院、保健所及女性相談所等咨询后，为专门负责的职员与归国者的直接接触而牵线搭桥。如果进展不顺利时，通常我也出面为问题的解决助一臂之力。

其他方面，一代归国者抚养孙子女的情况，由于不能与学校够顺利沟通，在三者(教师、家长和学生)面对面商议升学事宜时，我也会同场作陪。

3. 今后的问题和作为咨询员的苦恼

因为咨询内容涉及面很广，我也希望通过与相关部门互相协作，尽量争取从速解决问题。但是各市町村的业务部门，有不少地区只负责支援补贴相关的业务，生活方面的支援往往不尽人意，感到有负担。另外，很多专职负责的职员调动比较多，特别是每到新年度，业务进展不太顺利。

随着归国者日趋高龄化，事实上利用护理服务的状况在逐步增多，作为支援・咨询员，做好翻译工作理所当然，在进行咨询时，为了适时提供建议、顺利地给归国者和各相关部门间牵线搭桥，我认为对支援给付的内容、行政手续、护理保险内容在一定程度上也应当有所了解。与此同时与归国者紧密联系，倾听他们的呼声，在精神上给予鼓励和安慰也是非常重要的。

通过面授和日语学习的指导，对归国者的日常生活的实态有所了解。对于咨询员・指导员的业务方面可谓相得益彰，相反自己究竟是日语讲师还是咨询员，因为没有明确的业务界限之分偶感困惑。但是，至今为止，对于缺少交流机会的归国者来说，日语学习班既可以学习日语又可以进行信息交换的交流场所，也是他们的乐趣之一。今后，我还是会继续努力做好日语学习班和面授指导讲师的工作。

“经常受到你的帮助，非常感谢！”；“回到日本真的太好了！”。这些话对作为一名支援・咨询员的我来说是莫大鼓励和安慰。

デイサービス「寿楽」の挑戦(上)

帰国者の介護制度利用を巡っては、制度についての知識不足や文化の違い等、様々な問題が噴出しています。そんな中、一世帰国者のために二世がデイサービス施設を開いたと聞いて、取材に行ってきました。今号では、開設の経緯を中心にお伝えします。(トマトマの会の山縣さん、情報ありがとうございました!)

◆ いざ、いちょう団地へ

神奈川県内で帰国者の集住する「いちょう団地」、その中の商店街の一角に今年の4月、「寿楽 デイサービス」が開設されました。多文化の住民が暮らす同団地らしく、団地内の掲示も多言語、寿楽の隣にはカンボジア出身者によるアジア食材店や中国系の中華菓子店が並びます。(写真は「寿楽」外観)



中に入ると、左の壁には中国のネットテレビを常時放映している大モニター。右手にベッド、中央にテーブル、奥には、薬草足湯が自慢の入浴室が見えます。

経営するのは二世の佐々木弘志さんと従兄弟の佐々木春海さん、春海さんは所沢センター第3期生で、在所時はまだ11歳の少年でした。取材当日は3名の帰国者が利用者として来所中で、テレビを見たり手芸をしたり、思い思いにゆったりと過ごしていました。中でも85歳で最高齢のAさんは、ここに通うまでは全く歩けなかったのに今では伝い歩きができるまでに回復されたそうで、弘志さん自身にとってもAさんの回復がこの仕事のエネルギーの源となっているとのこと。

佐々木さんたちの他に当日勤務のヘルパーは三世のBさん。弘志さんはこの施設の他にヘルパーステーションも運営しており、そちらと合わせて17、8名のヘルパーのうち10名が帰国者二三世とのこと。

◆ 開所まで

弘志さんは以前勤めていた運送会社で請け負った帰国者の引っ越しの仕事に、何名かの高齢帰国者が不自由な体で苦勞しているのを目にし、また自身の義母が介護度2~3なのに制度を利用しきれずに3年間自宅にいたことから、帰国者ならではの問題を痛感したそうです。

問題の1つは何と言っても言葉の壁ですが、言葉が通じない、つまり用が足せないということだけでなく、「コミュニケーション」がないことの問題が大きいと弘志さんは考えました。たとえば、「暑い」「寒い」レベルの日本語ならできる人は少なくないのですが、尋ねられてもその場でぱっとうまく言えないという諦めや恐怖心から帰国者の多くは単純な要求すらも我慢して口にできなくなってしまうのだと。コミュニケーションの機会がないと、コミュニケーションに対してますます億劫になっていく悪循環に陥ります。施設内の活動も日本語ができないと参加もできず、一日中押し黙ったまま施設にいる疎外感はいかばかりか。勧められて一回はデイサービスに出かけていっても、帰国者の多くがその後、二度と行かなくなるといいます。

また、もう1つの大きな異文化、「食」の壁も帰国者の前に立ちはだかっていた。施設提供の食事はもちろん、訪問介護でも、好みの素材と味付けの食事は望むべくもありません。ここでも要望をきちんと伝えきれない言葉の壁との相乗作用で、高齢者は全てを諦めてしまいがちです。弘志さんの耳には、毎日ヘルパーに素うどんだけ食べさせてもらっていた(それしか要求できなかった)帰国者の例も入っていました。

これは何とかしなくては、と考えた弘志さんたちは2年前に地元で訪問ヘルパーステーションを作り、通所施設開設の準備を進めました。しかし、立ち上げ時、日本の制度に疎かった弘志さんは、まず組織を作る必要があると言われて、何も考えずに株式会社を作ってしまったのです。NPO 一般社団法人にしておけばよかったのに、と後に悔やむことになるのですが、ぼっと出の帰国者の、しかも「株式会社」という看板の故に、行政の理解や団体助成が得られない状況に陥ってしまいました。社会的企業で株式形態をとっているところもあるので一概には言えないことですが、「社会的に有意義なことをしているのになぜ」と弘志さんは憤慨、この辺は公益と企業に対する見方の日中の違いもあり、こんなところにも異文化の壁が存在したかと考えさせられました。以下、次号！ (an)

オープンしたての「満蒙開拓平和記念館」を長野・阿智村に訪ねる

苦節7年の準備期間を経て、長野県の阿智村に「満蒙開拓平和記念館」がこの4月25日についてオープンしました。中国残留邦人関係者にとっては「聖地」である長岳寺のほぼ目の前です。長岳寺は「残留孤児の父」と呼ばれた故・山本慈昭さん(1902-1990)が住職を務められていた古刹で、記念館の設立は山本慈昭さんの生涯を抜きには語れません。

山本慈昭さんは満蒙開拓団の国民学校教諭として敗戦直前の1945年5月に一家で満州へ渡りました。敗戦後、シベリア抑留の身となっている間に、開拓団員の多くが逃避行の中、命を落とし、慈昭さんも妻と娘二人を亡くします。シベリアからの帰国後初めてそのことを知り、また教え子もほとんどが亡くなったと聞かされます。

妻子と教え子を死なせてしまった自責の念から、慈昭さんはせめて死没団員の記録を残そうと決意します。同じ頃偶然、戦前にダム工事に強制連行されて亡くなった中国人労働者の野ざらしの遺骨を近くの天竜川の河原で目にし、有志らとその供養を始めました。そして、その遺骨送還と交換に大陸に没した日本人の遺骨を持ち帰るため、1964年に国交断絶中の中国を訪れますが、日中関係の悪化により遺骨持ち帰りは叶いませんでした。しかし、1年後、慈昭さんらのことを伝え聞いた一人の残留孤児から慈昭さんの元に肉親捜しを求める手紙が届きます。さらに、1969年には亡くなる間際と同郷の引揚者の一人から、亡くなったとされていた十数名の子ども達の生存の可能性を聞かされます。我が子を捜し出すという目的も加わり、既に60代だった慈昭さんですが、残りの人生を全ての残留孤児の肉親捜しに賭けることになるのでした。この時点で国は残留孤児の存在を公式には認めていませんでした。

1972年に国交が回復されると70歳の慈昭さんは全国の有志と「日中友好手をつなぐ会」を結成し、厚生省詣でを繰り返しながら、肉親捜しの訪中調査を行いました。その努力がついに国を動かし、1981年から国の予算で訪日調査が実

現したのです。その後のことは皆さんもご存じだと思いますが、1995年頃までの詳しい年表は以下でご覧になれます。(藤沼敏子「年表：中国帰国者問題の歴史と援護政策の展開」)

http://www.kikokusha-center.or.jp/resource/ronbun/kiyo/06/k6_12.pdf

長岳寺の門前、本当に門の前に、今も「日中友好手をつなぐ会」の看板がかかったプレハブ平屋建てがあります。ここは慈昭さんの没後は「山本慈昭記念館」となった建物で、その看板も今なお掛かっています。開拓記念館はこのプレハブの建つ高台の下に、山本慈昭記念館の資料も移して作られたのです。交通の便はよくないのですが、長岳寺のお膝元にあることと併せて、開拓団員を日本一多く送り出した長野県の、その中でも未帰還者の最も多かったこの地域を訪ねることの意義は小さくありません。山がちで耕地の少ない当地の人にとって「満州に行けば20町歩(東京ドーム4個強)の地主になれる」とのキャッチコピーが如何に「効いた」かを実感することができます。

さて、記念館の名は、事業準備会の方々も悩んだ末に、当時に思いを致してもらうため、敢えて「満蒙」と「開拓」という呼称を入れたのだそうです。館内に入ってすぐ左手の壁に引揚の画家、三石忠勇さんによる百号の大作、「難民収容所」の複製が掛かっています。突き当たりには満蒙関係の尋ね人(!)コーナー、そこから左へ「満蒙開拓」、ソ連参戦～逃避行と残留、引き揚げと再入植、慈昭さんらの政府への働きかけ、残留孤児・婦人の帰国とその後、孤児らが国を訴えた裁判の経緯などが、戦前のポスター(主に複製ですが、本物も一枚)や国策映画の映像、満蒙開拓に「渡満」時の旅行鞆(こんな物がよく残っていた…!)、青少年義勇軍の訓練服(これも!)や教本、開拓団家屋の復元、地元の十数名もの引揚者の一人ずつ異なる引揚事情を示した手記や映像などとともに順を追ってたどれるようになっています。未整理の資料もまだたくさんあり、特に書籍類は千冊以上も未整理とのことで、今

後、展示内容はより充実していくことでしょう。

「敗戦」コーナーの一角に、この記念館の意志を感じさせるものが展示されています。1945年8月8日のソ連の参戦通告を受けて9日に大本営が出した命令、「戦後将来の帝国の復興再建を考慮して、(中略)なるべく多くの日本人を大陸の一角に残置することを図るべし」、そして8月14日に発された外相訓令、「居留民は出来る限り定着の方針を執る」、敗戦を挟んだ8月26日の大本営参謀の発令、「満鮮に土着せる者は、日本国籍を離るるも支障なきものとす」、いわゆる「現地土着方針」を示した文言です。「国策移民」の意味を考えさせられます。

記念館の中には、ちょっといい感じのカフェ

も併設されていて一服するのを楽しみにしていたのですが、一つ一つの展示に見入っていたら閉館時間を過ぎてしまい、未チェック…。セミナー室も併設されていて、今後講演など様々な催しを考えられているとのこと。また、近くに昼神温泉郷もあるので、記念館ツアーの帰りに温泉でのんびり、もよいのではないのでしょうか。車の方はまず記念館に駐車されて観覧後、長岳寺まで散歩がてら行かれることをお勧めします。

利用案内及びアクセスはこちらをご覧ください。
のんびり飯田線の旅も捨てがたいですよ。

<http://www.manmoukinenkan.com/>

(an)



① 門の前で 左から開館に尽力された専務理事の寺沢秀文さん、語り部として頻りに来館されている帰国婦人の中島多鶴さん、事務局の三世、島崎友美さん、案内して下さった二世の大橋春美さん



② 館内：開拓団住居の復元



③ 長岳寺境内：集団自決の麻山事件の悲劇を生んだ哈達河開拓団の供養地蔵



④ 同境内：「一隅を照らそう」との揮毫のある山本慈昭さん胸像

2013年度 高校進学進路ガイダンス〈各地の情報〉2013.9月現在

本年度の進学ガイダンス実施情報をお知らせします。ガイダンスの内容、開始時間、参加申し込み・通訳の予約が必要かどうか等、詳細は事前に連絡先にお問い合わせください。

HPで新情報を随時更新中！

http://www.kikokusha-center.or.jp/shien_joho/shingaku/guidance/2013guidance.htm

【千葉県】

10月13日（日）松戸市民会館
主催：進路ガイダンス実行委員会
連絡先：Tel：080-3175-9539（白谷）

【埼玉県】

10月27日（日）川口市かわぐち市民パートナーステーション
主催：川口市
連絡先：Tel：048-227-7607 Fax：048-226-7718
e-mail：070.11010@city.kawaguchi.lg.jp

【東京都】

10月20日（日）八王子学園都市センター
主催：八王子国際協会（地球市民プラザ八王子）
<http://hachiojikokusai.world.coocan.jp/>
連絡先：Tel&Fax：042-642-7091

【神奈川県】

10月14日（月・祝）あつぎヤングコミュニティセンター
主催：神奈川県教育委員会、NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ
<http://www15.plala.or.jp/tabunka/>
連絡先：Tel：045-516-8911
多文化共生教育ネットワークかながわ事務局
e-mail：me-net@jcom.home.ne.jp

【静岡県】

11月ごろ浜松市内で開催予定
主催：浜松NPOネットワークセンター
<http://www.n-pocket.jp/>
連絡先：Tel：053-445-3717
e-mail：info@n-pocket.jp（小林）



【滋賀県】

10月20日（日）滋賀県立水口高校セミナーハウス
主催：（公財）滋賀県国際協会
<http://www.s-i-a.or.jp>
連絡先：Tel：077-526-0931（光田）
Fax：077-510-0601
e-mail：siamail@mx.bw.dream.jp

【大阪府】

豊能地区 11月9日（土）とよなか国際交流センター
三島地区 11月2日（土）高槻教育会館
北河内地区 10月13日（日）寝屋川市立中央小学校
中河内地区 10月28日（月）八尾市役所大会議室
" 11月8日（金）八尾市役所大会議室
" 12月7日（土）東大阪市立縄手小学校
南河内地区 10月13日（日）富田林消防署
" 10月27日（日）富田林消防署
泉北地区 10月27日（日）堺市立南図書館
泉南地区 10月20日（日）府立佐野高等学校
主催：大阪府教育委員会
連絡先：Tel：06-6941-0351（内線 3435）
大阪府教育委員会事務局市町村教育室小中学校課進路支援グループ

〈お知らせ〉

当センター・ホームページ「同声・同気」トッパー支援情報
〈進学進路情報〉コーナー
<http://www.kikokusha-center.or.jp/>

◆今年も11月上旬に更新予定！

《全国中国帰国生徒及び外国籍生徒への高校入試特別措置情報》
《昼間の中学校編入情報》
—政令指定都市のうち12都市の市立高校調査も—

◆随時更新！

《2014年度（2014年4月入学）中国引揚者等子女特別枠のある
大学入試情報 ホームページアドレス一覧》

奨学金情報

毎年、11月頃から奨学金の募集期間に入ります。詳細は各機関のホームページまたは電話でご確認ください。

★(財)山崎豊子文化財団「中国帰国子女高等学校等奨学金」

—返済の義務なし—

対象：大阪府内に住み、府内の公立高校・公立高専・公立専修学校に入学を希望する中学3年生

- ・募集期間：平成25年11月1日～11月25日
- ・奨学金：月額2万円
- ・連絡先：Tel 072-266-2522

★(公財)中国残留孤児援護基金「就学資金対象者募集案内」

—貸与—

①大学及び専修学校、日本語等教育機関等への就学、②鍼灸師養成への就学に必要な資金が貸与されます。

- ・締切り ①平成26年1月31日
②平成25年12月16日
- ・連絡先：Tel:03-3501-1050

※詳細は11月1日、ホームページに公開予定

<http://www.engokikin.or.jp/>

★社会福祉法人 さぽうと21

- ①「坪井一郎・仁子 学生支援プログラム」
- ②「生活支援プログラム」

—返済の義務なし—

- ①対象：支給年度に大学3年生以上または大学院在籍者（4月に大学3年生になる者や、大学院の入学予定者も応募可）

- ・募集要項公開：10月下旬
- ・募集期間：11月中旬～12月中旬

※ 大学生は、「生活支援プログラム」にも応募可。（同時受給は不可）

- ②対象：日本国内の高校、専門学校、大学に通っている方（4月の入学予定者も応募可）

- ・募集要項公開：11月下旬
- ・募集期間：年始～2月初旬
- ・連絡先：Tel:03-5449-1331

※ 大学3年生・4年生は、「坪井一郎・仁子学生支援プログラム」にも応募可。（同時受給は不可）

※詳細はホームページに公開予定

<http://www.support21.or.jp/>

情報誌『天天好日』より

「各地の中国帰国者のための墓地一覧」情報更新！

2012年4月にご紹介した「各地の中国帰国者のための墓地一覧」（中国帰国者支援交流センター作成）に長野県上田市の共同墓地が1ヶ所増え、全国7都県10ヶ所になりました。詳細は下記のホームページをご覧ください。

■墓地一覧 <http://www.sien-center.or.jp/consultation/life/haka24.pdf>



『樺太・シベリアに生きる[戦後 60 年の証言]』

小川峯一編著 2005 年 8 月 15 日発行 株式会社 社会評論社 254 頁 1800 円+税

「8 月 15 日は<終戦>ではなかった」というプロローグから始まる本書は、8 月 15 日以降の南樺太へのソ連軍の侵攻により大混乱が起き、多数の犠牲者が出る中で生きのびた人々の生の声が掲載されています。「唯一の地上戦があった」のは沖縄だけではなく、当時日本だった南樺太でもこのような悲劇があったことを知ってほしいという強い思いが伝わる本です。

この本の構成は

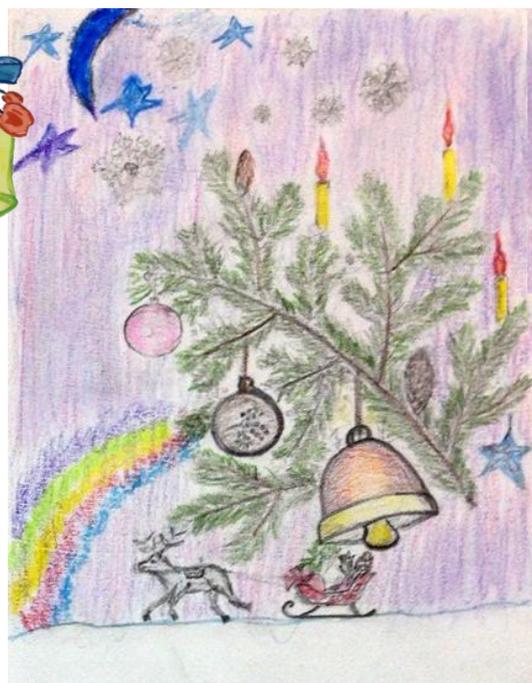
- I 【戦後 60 年を語る①】 樺太に生きて
 - II 帰国運動の足跡
 - III 【戦後 60 年を語る②】 シベリアに生きて
 - IV 苦難の同胞と共に
- の 4 部からなっています。

I 部では戦後、敗戦国日本という立場で、樺太でどのように生きてきたかが座談会形式で語られています。編著者である小川さんが事務局長となり 1989 年に「樺太 (サハリン) 同胞一時帰国促進の会」(1992 年「日本サハリン同胞交

流協会」に改組 1999 年 NPO 法人資格取得) を発足させ、同胞の帰国を開始しました。当時はソ連から日本への帰国にあたっては「敵性国人入国要領」という扱いのために、非常に大変な手続きが必要でした。II 部では帰国事業の立ち上げから、事業を進めていく上での困難が書かれています。III 部では、理不尽な罪を着せられシベリアに送られた人々の状況が I 部と同じく座談会形式で語られています。IV 部は様々な証拠や関係者が生存しているにも関わらず、帰国がなかなか叶わない状況、第一次帰国を実現させる際、日本政府の「サハリンに日本人はいない。いたとすれば、自己意志残留者である」とした対応などの問題点を指摘しつつ、帰国を願った人々の思いが書かれています。

かつて日本だった南樺太、そこに取り残され、大変な苦勞をした人々の歴史は、私たちが目をそむけてはいけない一面だと思います。

★季節はすれですが、ロシアクラスの学生が描いたクリスマスです。なかなか載せる機会がないのでここでまとめてみました。



ニュース記事から 2013. 3. 17~9. 5

- 2013/04/03 日本語指導が必要な外国人児童生徒は2万7千人…母語はポルトガル語が最多／文科省 ※1
- 2013/04/06 訃報：菅原幸助さん 88歳 元神奈川中国帰国者福祉援護協会理事長／神奈川 ※2
- 2013/04/19 中国残留孤児家族に帰国要求 生活保護理由に／東京入管 ※3
- 2013/04/25 苦難の歴史知って 満蒙開拓平和記念館、阿智に開館／長野 ※4
→2013/05/25 開館1か月で5000人
- 2013/05/29 中国残留孤児家族の力にと支援団体「新・望郷の家」を設立。中国残留邦人対応高齢者福祉マンションをオープン／大阪
- 2013/06/01 井出孫六さん 第20回信毎賞に輝く 半世紀近く満蒙開拓など国家と民衆の問題を追究／長野
- 2013/06/18 「残留孤児」中国人配偶者に支援を 国賠訴訟原告団など「残留孤児」とその配偶者ら全国から約200人集会に参加／東京
- 2013/06/22 中国黒竜江省の女性、自分で孤児認定の手がかり探したいと訪日
- 2013/06/28 のしろ日本語学習会代表北川裕子さん 文化庁長官表彰（文化発信部門）を受ける／秋田
- 2013/08/30 残留邦人配偶者に支援金 自公合意 死別後に月4万4千円 ※5

※1～3、5については以下に解説があります。

※4については「地域情報ア・ラ・カルト」に関連記事を載せています。

※1 文科省は4月3日、日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況に関する調査結果を発表した。調査対象は、全国の公立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校。

日本語指導が必要な児童生徒のうち、外国人児童生徒は27,013人で、前回の平成22年度の調査より1,498人(5.3%)減少したが、日本語指導を受けている者は23,375人で4.3ポイント増加している。

一方、日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本国籍の子どもは6,171人で前回より675人増加した。これら日本国籍の児童生徒たちは、海外からの帰国児童生徒のほかに日本国籍を含む重国籍の場合や、保護者の国際結婚により家庭内言語が日本語以外の場合などが考えられる。

日本語指導が必要な外国人児童生徒を母語別でみると、「ポルトガル語」が32.8%、「中国語」20.4%、「フィリピン語」16.6%、「スペイン語」12.9%で、これらの4言語で全体の82.7%を占めている。

※2 元神奈川中国帰国者福祉援護協会理事長。14歳で満蒙開拓青少年義勇軍にて渡満。帰国後、朝日新聞社で社会部記者として取材をする中で中国残留孤児問題を知り、支援活動に関わる。平成21年『「中国残留孤児」裁判：問題だらけの政治解決』を出版。長年に渡る支援活動と、残留孤児訴訟の原告団を支えるなど「改正中国残留邦人支援法」成立に貢献したことが評価され、平成22年吉川英治文化賞を受賞。平成25年4月4日逝去。享年88歳。

※3 東京都内に暮らす残留孤児の二世一家3人(42歳、39歳、14歳)は残留孤児である母親の呼び寄せで、2012年来日。在留資格の期間は1年で、今年1月、東京入国管理局に更新を申請したが、3月21日、生活保護の受給を理由に許可されず、中国への帰国を求められていた。夫は都内の会社に採用が内定していたが、日本語力を理由に採用保留となり、日本語学校に通学、清掃の仕事をしていた妻の収入では生活できず、不足を補う形で生活保護を受給していた。残留孤児二世一家には通常、「日本人の配偶者等」などの在留資格が認められている。一家の再申請に対して、5月10日、東京入国管理局は一転して在留資格の更新を認めた。期間は1年。

※5 自民、公明両党は29日、永住帰国した中国残留邦人らが死亡した場合、配偶者に「配偶者支援金」として月額約4万4千円を支給することなどを柱とする中国残留邦人支援法改正案を秋の臨時国会に提出する方針を固めた。野党各党にも共同提出を呼び掛け、臨時国会での成立を目指す。

改正案では、残留邦人に満額支給されている基礎年金の3分の2にあたる約4万4千円を死亡後も配偶者が受け取れる「配偶者支援金」を創設する。(読売新聞より)

2008年に国民年金の満額支給や支援給付金制度が創設された後、引き続き帰国者が弁護士団等支援者とともに訴え続けてきた、配偶者に対する支援金支給制度がようやく見えてきたようだ。

下期募集要項ができました！
 —新コース紹介！「日本語能力試験 N2 対策コース」—

早いもので 2013 年度も下半期に突入です。上半期も大勢の皆さんが遠隔課程の学習を開始されました。現在、延べ 1800 名程の受講者が様々なコースで日本語を学んでいます。一番人気はやはり「おしゃべり会話コース」で、240 名以上の方が受講中です。この中の 50 名程がインターネットの無料電話(スカイプ)を使って、センター講師と対面のおしゃべりを楽しむ「スカイププログラム」を実施しています。遠くにおいてもお互いに顔を見ながらやり取りができるのは、インターネットが普及した今だからこそですね。パソコン画面の中に、全国の帰国者の方々の暮らしぶりが見えて、私たちも、受講者の皆さんとの距離がぐっと縮む気がします。このようなツールを利用して、なかなか日本語で話す機会がないという帰国者の学習環境を、よりよいものにしていければと思います。

下期に、新コースが開講します。来年2月に始まる「日本語能力試験 N2 対策コース」です。このコースは、帰国者の皆さんからあったらいなというコースの一つでした。「日本語能力試験」とは、日本語を母語としない人を対象とした検定試験で、現在、日本で一番規模の大きい

ものです。この検定レベルで、上級(N1 や N2)であれば、履歴書などにも資格として記入でき、就職などにも有利になると言われています。

本コースでは、センターで開発された中国語解説付の教材を使用し、「文字・語彙・文法・読解・聴解」の各試験で、帰国者の方たちが、複雑で多様な問題形式に戸惑わないように解法のテクニックを紹介します。また、練習問題を通して N2 レベルの試験対策として、どのような日本語学習が必要かを理解し、自分で学習していけるように応援していきます。

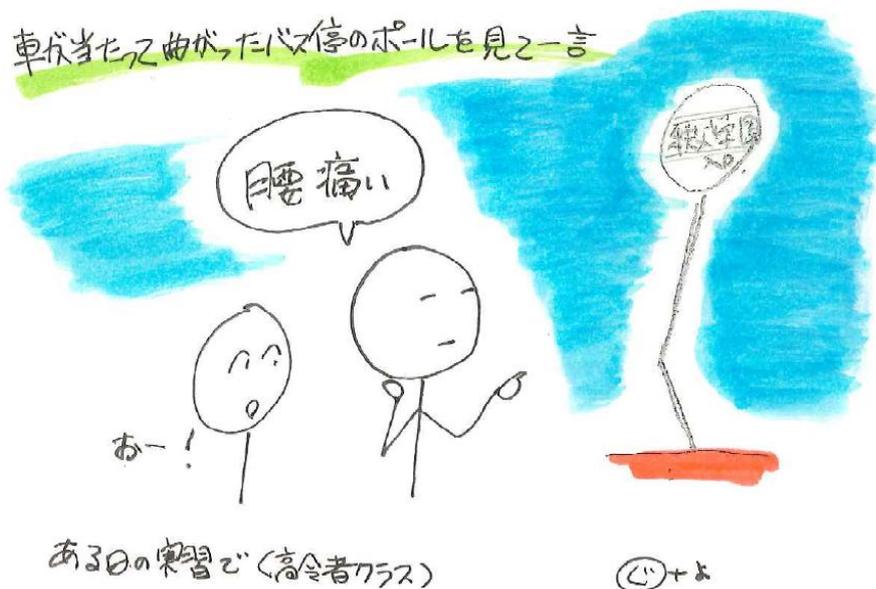
実際には試験を受けるつもりはないという方にとっても、N2 レベルの日本語を習得する良い機会となると思います。是非、興味のあるような周囲の帰国者の方々にお勧めください。

*センターHPのトップページから募集要項がダウンロードできます。

<http://www.kikokusha-center.or.jp/>

「遠隔学習課程」についてのお問い合わせ先
 電話：04-2993-1662 (遠隔学習係)

E-mail：kyohmu-2@kikokusha-center.or.jp



第2回看護・介護にかかわる外国人のための日本語スピーチコンテストより
中国帰国者の介護支援をしている劉偉さんのスピーチ

3月10日、東京で上記スピーチコンテスト（主催：財団法人海外産業人材育成協会 HIDA）が行われ、多数の応募の中から選ばれた10名が出場し、劉偉さんが第2位に選ばれました。

劉偉さんのテーマは「介護の仕事と中国帰国者一世の支援について」。12年前に51歳で来日した後に介護職をめざし、介護福祉士、ケアマネジャーの資格を取得した経緯や、実際に介護の仕事をしていく中で体験したエピソード、仕事の傍らで行っている中国帰国者一世のための介護予防教室の活動などについて語り、高齢の中国帰国者向けの介護サービスを充実させる必要性、中国語が分かる介護福祉従事者養成の必要性を訴えました。

劉さんのスピーチの動画は、インターネットの下記サイトで視聴することができます。

<http://www.ustream.tv/recorded/31378821>

http://youtu.be/nUgypX0_HMI

ユーモアも交えて行われた劉さんのスピーチは、会場の聴衆の共感を得てとても好評だった様子が窺えます。

（要旨）

12年前、中国から日本に来た。苦勞して清掃の仕事を見つけ、5年間その仕事をしながら日本語を勉強した。

住んでいる地域には、中国帰国者とその家族が700人くらい住んでいる。日本語ができず、文化も違うため、不自由な生活を強いられている。この人たちの役に立ちたい、何ができるだろうかと考えた。「帰国者の高齢化が深刻で介護が必要だが、中国語で介護できるヘルパーがいない」という話を聞いて「ヘルパーになりたい」と思った。56歳の時に決心して2級ヘルパーの資格を取得し仕

事を始めた。見ず知らずの日本人の家に入って仕事をするのは勇気が要り、大きな試練だった。2011年1月、60歳の時に介護福祉士の資格を取り、翌年の10月ケアマネジャーの試験にも合格した。勉強はすごく大変だが、何かやりたいと思ったときには情熱さえあれば十分だと思う。

今は、日本人、中国帰国者、在日韓国・朝鮮人の利用者に介護サービスを提供している。異文化間の介護と異文化共生の課題について経験や情報を提供したい。

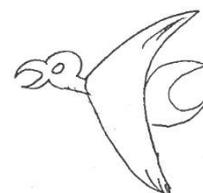
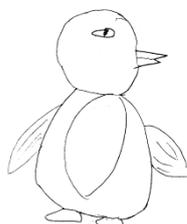
徐々に中国語ができる福祉従事者たちが増え、帰国者一世に介護サービスができるようになった。利用者の笑顔も増え、生活の質も向上している。生活や介護に関する情報を提供したり、体調をチェックしたりすることもできる。しかし、まだまだ足りないこともある。中国帰国者向けのデイサービスがあればいいと思う。中国帰国者向けの福祉従事者を養成することも必要だと思う。

仕事をしながら、ボランティアでシーヤンホンの会（*）という活動をしており、中国帰国者一世のために月1回くらい介護予防教室を開いている。介護保険の知識について情報交流したり、体操、歌やダンスなどの活動をしたりしている。旧正月にはファッションショーもやった。一世のみなさんは車いすで参加しているが、「まるで若い時に戻ったようだ」と言ってくれた。

私が言いたいことはひとつだけ。これからも異文化間介護、異文化共生の課題について一緒に考えて応援してほしい。

*夕陽紅（シーヤンホン）の会 活動報告〈介護予防教室・人材育成・地域ネットワーク〉

<http://xiyanghong.blog.fc2.com/>



「有志者、事竟成」

「フォークリフトの「免許」を取って」

平成24年1月、所沢での6ヶ月研修を修了しB市に定住した帰国者二世Aさん（49歳）。「神奈川県中国帰国者定住サポートの会」（以下、サポートの会）での学習期間を終えるとすぐにフォークリフト（叉车）の運転技術を身につけ、職を得ることに成功した。

定着地での8ヶ月の日本語研修もそろそろ終盤に入りかけたある日、就労担当の先生から突然声をかけられた。「Aさん、フォークリフトの仕事、興味ありますか」。中国では農業に従事していたAさんは無論フォークリフトなど動かした経験もなく、答えに詰まった。しかし、あと2ヶ月足らずで研修期間も終了し、就職について考え始めていたAさんの回答に選択の余地はなかった。「はい、是非やってみたいです」。すでに近くに定着している帰国者二世から日本での就職の難しさ、厳しさを嫌というほど聞かされていたからだ。ただ、本格的な求職活動はまだ始めていなかったAさん、「話だけでも聞いてみよう」という気持ちだった。

先生との相談で「運転技術」さえあれば職に就ける可能性もあることがわかった。しかし、Aさんにはそれがない。早速、サポートの会で週1回のフォークリフト特別補講が始まった。当初、目にしたことも聞いたことも無いカタカナ語彙の羅列に

戸惑い、何回も気持ちが折れそうになったAさんだったが、熱心な先生方の叱咤激励を受け、必死に専門語彙を覚え、模擬テストを繰り返しこなし免許取得に備えた。フォークリフトの仕事をするには、まず「フォークリフト運転技能講習」を受講し、運転操作技術を身につけ「免許証」を取らなければならぬ。研修最後の8月、Aさんは行動を起こした。先生の助けを借り、近くにあるいくつかの教習所にあたってはみたものの「日本語が不自由」「中国人」という理由ですべて門前払いされてしまった。それでも諦めきれないAさん、電車とバスで1時間半以上もかかる場所にある教習所でどうにか入学許可をもらった。

特別補講を受けていたAさんではあったが、教習所の講習内容が理解できるほどの日本語能力はなかった。「もちろん、講師の言っていることはよくわからなかったけど、テキストを毎日きっちり予習することでも克服できたんだ。日本の本は漢字が多いからね」と照れ笑うAさん。幸いなことに、フォークリフトの学科講習は、複雑な道交法等が延々と続く普通自動車免許の講習と比べると、かなりハードルが低い。3日間の学科講習を無事終えたAさん。「学科試験」をパスするのにそれほど苦労は感じられなかったという。残すは2日間の実技講習。30人近い教習生のうち、まったく運転操作の経験が無い初心者Aさんを含めわずか3人。

帰国者のAさんのために教習を長めに

やってくれる等、教習所の配慮もあり、もともと運動神経のいいAさんは実技も順調に習得し、講習最終日「実技試験」に臨んだ。しかし、ここで避けようもない障害に阻まれる。初テストの緊張から「指示の日本語がすぐ分からず、身体も思うように動かなくなってしまうんだ」。焦ったAさん、結果は不合格。しかし「ここで挫折したら終わりだ。折角の仕事話も白紙になってしまふ。こんなことで投げ出すなんて情けない！」と自分に言い聞かせ、リベンジを決意する。

この実技試験「不合格」がAさんの闘志に火をつけた。ハローワークの紹介で、自宅近くの「労働会館」の日本語教室に通い、再び実技試験に挑戦することになった。今度こそ試験官の指示する日本語に反応できるようになるためだ。再試験までの1ヶ月間は日本語の勉強と実技試験のイメージトレーニングに没頭した。そして、「指示さえわかれば大丈夫」、自信を持って2回目の試験に挑んだAさん。結果は見事に合格。念願の「免許証」を手にした。

程なく、サポートの会の先生方の支援によりアルバイトではあるが無事に就職。現在、フォークリフトのハンドルを握りながら忙しい日々を送っているAさんだが、今でも常に「免許証」はポケットに携帯している。「気持ちが折れそうな時、これを眺めるんだ。勇気と自信を与えてくれるから」。Aさんは誇らしげに「免許証」を取り出すとニコリ微笑んだ。（小松）